

# 低所得の子育て世帯 生活支援特別給付金を支給します

問い合わせ＝子育て支援課子育て支援係（☎47 - 1150）

支給額＝18歳未満の児童一人あたり一律5万円

## ひとり親世帯分

対象＝3月31日時点で18歳未満の児童を養育している人で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する人※障がい児の場合、20歳未満

- (1) 4月分の児童扶養手当を受給している
- (2) 公的年金などを受給しており、4月分の児童扶養手当を受給していない
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入が児童扶養手当支給の対象となる水準まで下がった

### 申請の不要な人

(1) に該当する人は申請が不要です。※対象者には、6月9日に給付金を支給済み

### 申請の必要な人

(2) または (3) に該当する人は申請が必要です。申請書、収入額（所得）の申立書を子育て支援課（保健福祉会館1階）へ提出してください。また、児童扶養手当の認定をまだ受けていない人は、受給資格を証明する書類の提出が必要です。

申請期限＝令和5年2月28日（火）

申請場所＝子育て支援課、新里・黒保根支所市民生活課（土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

審査結果＝審査の結果は郵送で通知します。

## ひとり親世帯以外分

対象＝次の(1)、(2)の全てを満たす人

- (1) 3月31日時点で18歳未満の児童を養育する父母など（障がい児の場合は20歳未満）  
※4月1日から令和5年2月28日までに生まれた児童も対象
- (2) 令和4年度住民税（均等割）が非課税、または新型コロナウイルス感染症の影響で1月1

日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった（家計急変者）

### 申請の不要な人

次の①または②に該当する人は申請不要です。

- ① 4月分の児童手当・特別児童扶養手当を受給している人で、住民税（均等割）が非課税※対象者には6月29日に給付金を支給済み
- ② 4月以降に出生した児童を養育する父母などで、5月から令和5年3月までのいずれかの月の児童手当などの受給資格、または額改定の認定を受けた人で、住民税（均等割）が非課税※対象者には、児童手当などの認定後に給付案内通知と支給決定通知を郵送します。

### 申請の必要な人

①、②以外の人（例：高校生のみ養育している人、家計急変者、公務員など）

※父母が共に児童を監護し、かつ生計を同じくしている時は、父母のうち、主に生計を維持する人が要件を満たすことが必要です。また、家計急変者は、収入が高い人の住民税（均等割）が非課税相当の水準になっていることが必要です。

※公務員で、児童手当を職場から支給されている人は、申請書に児童手当の証明を受け、子育て支援課に申請してください。

※4月分の児童手当や特別児童扶養手当を受給している人で、まだ税の申告が済んでいない人は、申告後、非課税要件に該当するようであれば、給付金を受給できます。

申請期限＝令和5年2月28日（火）※令和5年3月分の児童手当または、額の改定の認定請求をした人は、令和5年3月15日（水）

申請場所＝子育て支援課、新里・黒保根支所市民生活課（土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

審査結果＝審査の結果は郵送で通知します。